

平成 2 8 年度

熊野町農業委員会

議事録

第 3 回

熊野町農業委員会

平成28年度第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成28年6月20日(月)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(14人)

委員	1番	伊藤	昭博
委員	2番	南田	正孝
委員	3番	藤友	正男
委員	4番	小田原	勝好
委員	5番	伊藤	忠治
委員	6番	荒瀧	穂積
委員	7番	立花	宏保
委員	8番	益永	透
委員	9番	中原	裕侑
委員	10番	原	恭博
会長職務代理者	11番	中村	家隆
委員	12番	植野	宣博
委員	13番	民法	正則
会長	14番	中須	岩登

4. 欠席委員(0人)

5. 議事録署名委員(2人)

委員	11番	中村	家隆
委員	12番	植野	宣博

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	曾根	和典
	(代理出席:主幹	穂坂 俊彦)
農業委員会書記	荻野	孝雄

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は 14 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成 28 年度 第 3 回熊野町農業委員会を開会します。
議長	はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。
議長	11 番 中村委員と 12 番 植野委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より本日の議事日程を朗読させます。
事務局	議事日程平成 28 年度熊野町農業委員会中、下記による事件を付議す 平成 28 年 6 月 20 日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登 日程第 1 議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 日程第 2 議案第 7 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 日程第 3 議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 日程第 4 議案第 9 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」 日程第 5 報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」 日程第 6 報告第 5 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」について以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。 日程第 1、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

議長	事務局より議案の朗読をさせます。
事務局	<p>議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め る。 平成28年6月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 萩原 、 地目 登記簿 畑、現況 畑、 面積 452 m²外 2 筆、計 1,582 m²、 権利種別 3 条無償移転 譲渡人氏名 歳 熊野町萩原 譲受人氏名 歳 熊野町萩原</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 平谷 、 地目 登記簿 田、現況 田、 面積 168 m²外 4 筆 合計 922 m²、 権利種別 3 条使用貸借 譲渡人氏名 歳 熊野町平谷 譲受人氏名 歳 熊野町平谷</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 平谷 、 地目 登記簿 畑、 現況 畑、 権利種別 3 条無償移転 譲渡人氏名 外 名 安芸郡熊野町平谷 譲受人氏名 歳 熊野町平谷</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 平谷 、 地目 登記簿 畑、 現況 畑、 権利種別 3 条無償移転 譲渡人氏名 外 名 安芸郡熊野町平谷 譲受人氏名 歳 熊野町平谷 以上でございます。</p>

議長	はい、ありがとうございました。 それでは、地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。
議長	番号 について 委員お願いします。
委員	みなさんおはようございます。15日、事務局の方とで現地を見に行きました。場所は、熊野東中学校に面した池の向かい側です。申請人は家族で、(続柄)から(続柄)のほうへ所有権を移されたいとのこと。作付けもきちんとしてから、特に問題はないと思います。 審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。 番号 . . を 委員お願いします。
委員	17日に事務局の方と現地調査に参りました、まず、さんと さんは、(続柄)であります。今までは、さんの名義 で畑をされていましたが、さんが亡くなってからは番号の農地を さんのほうへ移し番号、は区分けをして、これからは (続柄)で土地を守っていくとのことあります。いのししが出るとい うことで荒れてきている中で頑張っておられるので審議のほど、 よろしくお願いいいたします。
議長	ありがとうございます。
議長	当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮り ^{はかり} します。 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」

	<p>ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第2、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局より議案の朗読及び説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。</p> <p>平成28年6月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p>
事務局	<p>農地の所在 出来庭 、 地目 登記簿 田、 現況 田、 面積 568 m²外 5 筆 合計 2,617 m²でございますが、うち 1,966 m²がこの度の対象の面積になります。</p> <p>申請人 熊野町出来庭 、 転用目的 農地改良 (一時転用) 転用理由 高齢により急な坂道では進入しにくくなったため。 以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、地元委員の調査結果の報告ならびに説明をいたします。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>15日に事務局の方と現地調査に行きました。現地は さんのところの農道を200m上がったところ。現地に入るための坂があるのですが、とても急なので、緩やかにしたいということです。坂の角度は</p>

議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。</p>
議長	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第3、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」</p> <p>農地法第5条第1項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。</p> <p>平成28年6月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 字深原 、 地目 登記簿 田、現況 休耕田、面積 40 m²、 権利 所有権移転 譲渡人氏名 熊野町新宮 譲受人氏名 熊野町平谷 転用目的 道路、施設等 進入路 転用理由 畑への進入路の確保 以上になります。</p>
議長	<p>調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>委員お願いします。</p>

委員

昨日、事務局の方と現地のほうへ確認に行きました。申請地は、黒瀬へと続くトンネルに行く道を曲がり、深原公園へ向かう途中にあります。場所は、かなり木が生えておりますが、今後、譲受人であるさんが、農業を行うための進入路として、使っていくとのこと。特に問題はないと思います。

議長

当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。
議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」
ご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。
議案書第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、
許可することを決定しました。証明書を発行することに決定しました。

議長

次に、日程第4、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明
について」議題とします。

議長

事務局より議案の朗読をさせます。

事務局

議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」
租税特別措置法第70条の6第1項の規定による申請があったので、
適格者か否か審議決定方ここに提案する。
平成28年6月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局	<p>番号 農地の所在 萩原 、 地目 登記簿 田、現況 田、面積 1,484 m²外 1 筆 、萩原 、 地目 登記簿 畑、現況 雑種地、面積 478 m²内 101 m²外 1 筆 合計 2,606 m²</p> <p>申請人 被相続人 安芸郡熊野町萩原</p> <p>事由として、「相続税の納税猶予を受けるため」 以上です。</p>
議長	<p>調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>おはようございます。</p> <p>17日金曜日、事務局の方と現地のほうへ行ってまいりました。現状は、少し庭のような形をしていましたが、今後は、農地として利用するため、農業委員会で納税猶予の認定をしてほしいとのことです。</p>
議長	<p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
委員	<p>この納税猶予ってというのは何年間か農業しないといけないんですね。</p>
委員	<p>20年ですよ。</p>
事務局	<p>はい、この期間の間は、3年ごとに事務局のほうで確認を行ったりします。税務署の関係からも数年ごとに調査が行くとのことです。</p>
議長	<p>きちんとやってもらえればいいですね。</p> <p>他に何かありますか。</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」</p> <p>ご異議はありませんか。</p>

議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案書第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、許可することを決定しました。証明書を発行することに決定しました。</p>
事務局	次に、日程第5、報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より報告させます。
事務局	<p>報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。</p> <p>平成28年6月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 出来庭 、 地目 登記簿 田、 現況 田、面積 14 m²</p> <p>申請人氏名 熊野町出来庭</p> <p>転用目的 道路、 施設等 直型式擁壁 (H = 400 ~ 900)・重力式擁壁 (H = 900 ~ 1100) 以上です。</p>
議長	次に、日程第6、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より報告させます。
事務局	<p>報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、下記のとおり受理したことをここに報告する。</p> <p>平成28年6月20日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 呉地 、 地目 登記簿 畑、現況 休耕畑、面積 290 m²、 権利 所有権移転</p>

事務局	<p>譲渡人氏名 広島市佐伯区皆賀 譲受人氏名 広島市佐伯区皆賀 転用目的 一般個人住宅</p>
事務局	<p>番号 農地の所在 萩原、地目 登記簿 田、現況 畑、 面積 263 m²、権利 所有権移転 譲渡人氏名 熊野町中溝 譲受人氏名 広島市中区吉島西 転用目的 一般個人住宅、施設等 造 階建て住宅</p> <p>届出に係る農地は市街化区域にあり、届出書には法定記載事項が記載されるとともに、必要な添付書類も具備されており、適法な届出と認められるため、届出書を受理しました。</p>
議長	<p>以上で本日の日程はすべて終了しました。 その他、何かございませんか。</p>
議長	<p>次回農業委員会は 7月20日(水)午前9時から 開催予定です。 議案については 7月13日以降に事務局より配布予定です。 以上をもちまして、平成28年度第3回 熊野町農業委員会を閉会します。</p>